



#02

平和主義とは

今回伝えたいこと

- 平和は「自由に生きるための前提」
- 9条は、世界に先駆けた非軍事平和主義

第1回では「個人の尊重」の理念、そして人権を守るために憲法で国家権力に歯止めをかける仕組みについて話しました。

今回は、日本国憲法の三大原則（国民主権、基本的人権の尊重、そして…）の3つめ、「平和主義」の理念（人権保障との関係）、そして9条について見てみましょう。

平和主義は、前文と9条を大きな柱としています。まず前文の第2段落に注目してみましょう。

われらは、平和を維持し、専制と隷従、圧迫と偏狭を地上から永遠に除去しようと努めてゐる国際社会において、名誉ある地位を占めたいと思ふ。われらは、全世界の国民が、ひとしく恐怖と欠乏から免かれ、平和のうちに生存する権利を有することを確認する。

この「平和のうちに生存する権利」を平和的生存権といいます。平和を脅かすものとして列挙される「専制と隷従」、「圧迫と偏狭」、そして「恐怖と欠乏」…これは、具体的には暴力・貧困・差別のことです。私たち人間は、あらゆる暴力・貧困・差別におびえずに安心して自分の居場所で平穏な生活を送れて初めて、自分らしく生きることができます。虐待を受けている子どもや生活困窮者、

難民などを想像すれば分かるとおり、「恐怖と欠乏」は自分らしく生きる土台を壊します。つまり、平和は自由に生きるための前提条件であり、常にセットで存在しなければならないものといえます。このように日本国憲法はまずすべての人の平和的生存権を宣言し、非暴力の精神をうたいます（逆にいえば、あらゆる「恐怖と欠乏」をなくすのが政治の義務だということです）。

次に、究極の暴力たる戦争を放棄するのが9条です。

第九条 日本国民は、正義と秩序を基調とする国際平和を誠実に希求し、国権の発動たる戦争と、武力による威嚇又は武力の行使は、国際紛争を解決する手段としては、永久にこれを放棄する。

2 前項の目的を達するため、陸海空軍その他の戦力は、これを保持しない。国の交戦権は、これを認めない。

世界大戦と人類初の原子爆弾投下にまで至った国際社会では、「非戦」の実現を求める機運が高まり、日本は世界に先駆けて全面的な戦争放棄と戦力の不保持について名文で決めました。武力を持たず、あらゆる暴力を拒絶する徹底した平和主義は、「個人の尊重」からの当然の帰結といえます。



9条



「あすわか」がつくった、「憲法かるた」です。読み札ウラ面に条文解説があります。ショート動画でも見られます。



いま国会は

数の力の国会運営
市民の力で正そう

第221回国会で自民・維新政府は、数の力で強引な国会運営をし、国民を監視して権利を制限する国家情報会議設置法などを成立させ、戦争する国づくりを進めています。憲法審査会では緊急事態条項創設について発言が相次いでいます。一方で、物価高騰などの根本的な対策を行わず、医療・介護の負担増を招く法改定を行うなど、国民生活は悪くなるばかりです。

しかし、9条改憲 NO のペンライト集会や自作プラカードやのぼりで意思表示する運動は、国会前から全国に広がり、参加者も熱量も増え続けています。国会内でも議会制民主主義を破壊する衆議院の比例定数削減案は、野党が結束して今国会での成立は断念させました。継続して声を上げて、私たちが無視できない状況を作っていきましょう！

その権利は、 憲法に。

02

知る権利と
報道の自由

基本的人権を紹介します

憲法 21 条が、表現の自由とセットで保障しているのが、知る権利です。表現の自由が情報を発信する権利だとすれば、知る権利は情報を受け取る権利です。

知る権利は、なぜ保障されているのでしょうか。それは、民主主義の社会で私たち市民が正しい判断をするためには、判断材料となる正確な情報が不可欠だからです。そして、この判断材料を提供するのがマスメディアです。メディアの取材や報道の自由は、メディア自身のためにあるのではなく、市民の知る権利に奉仕するために存在するのです。そこで、メディアには、政府の言うことを垂れ流すのではなく、批判的に報じるこ

とが求められます。

また、知る権利に基づく制度として、国や自治体に対する情報公開請求制度もあります。

現在の政府や政権は、高市首相が国会への出席や記者会見に中々応じないことに象徴されるように、情報公開に消極的です。だからこそ、いわゆる「文春砲」のように、政府に不都合なことを報じるメディアが重要になります。

そして、私たち市民にも、各メディアの報道が知る権利に奉仕しているのかどうかを見極めるリテラシーが求められているのです。

21条の動画は
こちらから▼



KENPO Q & A



自衛隊を憲法に明記すると 何が問題なの？

あなたの疑問を
お寄せください

A

憲法への自衛隊明記は、日本が海外で無制限の武力行使できる道を開きます。自民党改憲案では、9条2項(戦力不保持)は残したまま「9条の2」を追加し「自衛隊を保持する」と明記します。すでに安保法制によって自衛隊は事実上「戦力」になってしまったので9条2項は事実上否定され、自衛隊＝「戦争する軍隊」が丸ごと合憲化されます。「自衛のため」を口実に、憲法のもとで集団的自衛権の全面的な行使が可能となり、海外でのアメリカの戦争を日本の自衛隊が戦闘も含めて全面的に支援できるようになります。(5/28 9条署名キックオフ集会の渡辺治先生のご講演参照のこと)



ケンポ オスッ! 道場



私の押し条文

憲法 9 条 世界では「希望」

神戸健康共和会 事務次長
相野 早紀

NPT 再検討会議※に参加して、一番驚いたことがあります。

それは、日本で当たり前だと思っていた

憲法 9 条が、世界では「希望」として語られていたことです。

オーストリア大使との懇談では、「日本も核兵器禁止条約に参加してほしい」と率直な言葉をいただきました。世界各国の人たちも、「被爆国・日本だからこそ平和をリードしてほしい」と、日本に大きな期待を寄せていました。

日本にいと、憲法 9 条の大切さを改めて考える機会は意外と少ないのかもしれませんが。でも世界に出てみて、「こんなに期待されているんだ」と気づきました。

だから私は、未来へつないでいきたい憲法 9 条を推します。

※ 全日本民医連第 47 回定期総会 運動方針 用語解説 注 36 参照



国連の会議場にて筆者